

令和3年11月17日

資料提供

和歌山県民文化会館の指定管理者候補者を選定しました

和歌山県民文化会館の令和4年4月1日からの指定管理者について、募集を行った後、選定委員会の審査を経て、下記のとおり指定管理者候補者を選定しましたのでお知らせします。

なお、指定管理者の指定は、本年12月県議会での議決を経た後に行う予定です。

記

- 1 申請者 令和3年9月7日から令和3年9月22日まで募集を行ったところ、次の1者から申請がありました。

名 称 一般財団法人和歌山県文化振興財団
所在地 和歌山県和歌山市小松原通1-1
代表者 理事長 細江美則

- 2 指定管理者候補者の名称 一般財団法人和歌山県文化振興財団

- 3 審査の概要

- (1) 審査の方法

令和3年10月8日に開催された和歌山県民文化会館指定管理者選定委員会において、申請者から提出のあった書類の審査やヒアリングを実施し、あらかじめ定めた審査項目を、審査基準ごとに集計する方法により採点を行い、申請者が1者のため、合計点数が、あらかじめ定めた最低点（60点）に達していれば、指定管理者候補者とする方法で行いました。

- (2) 選定委員会の構成

委員（長）	氏 名	役 職
委員長	森川 隆之	和歌山大学名誉教授
委 員	岩橋 和廣	LURU MUSIC 制作総指揮
委 員	谷 奈々	（一財）和歌山社会経済研究所 研究委員
委 員	仲谷 美幸	（一社）和歌山県建築士会 副会長
委 員	水城 実	水城会計事務所 税理士・社会保険労務士

(3) 採点結果

審査基準	項目番号	審査項目	個別点	一般財団法人 和歌山県文化振興財団
1. 県民の平等利用の確保 (確保されない場合は失格)	①	施設の設置目的を十分理解し、県民の平等な利用が確保されているか	5	5.00
	②	個人情報保護及び情報公開のための適正な措置がとられているか	5	4.20
	計		10	9.20
2. 施設効用の最大限発揮	①	施設運営の提案内容が、利用者の増加に資する内容となっているか	15	10.20
	②	利用者の意見・要望の把握手法が適切で、施設運営に反映される内容になっているか	5	3.40
	③	施設事業の運営内容が具体的・現実的で、施設の設置目的に資する内容となっているか	5	3.20
	④	自主事業の運営内容が魅力的かつ具体的・現実的で、施設の効用の増進に資する内容となっているか	15	9.60
計		40	26.40	
3. 効率的な管理運営	①	業務要求水準を超える効率的・効果的な内容となっているか(業務改善)	5	3.20
	②	経費の節減(取組内容・実現性)	5	3.60
	小計		10	6.80
	③	提案額の評価(自動計算)	10	10.00
計(①+②+③)		20	16.80	
4. 管理を安定して行う能力	①	施設の適切な維持管理を行う内容となっているか(仕様書に記載した業務要求基準)	5	5.00
	②	財政基盤が安定し、施設管理を効率的・効果的に行う能力を有しているか	5	4.40
	③	施設の管理運営業務に関する知識・経験を有した職員を配置でき、利用者への安全対策等を十分行える体制となっているか	5	4.00
	④	災害時・緊急時に適切な対応をとれる体制となっているか	5	4.40
計		20	17.80	
5. 地域・社会貢献	①	県内に事務所等を置いているか	6	6.00
	②	法定雇用障害者数を超過して障害者を雇用しているか	3	0.00
	③	障害者就労施設等から物品等を調達しているか	1	1.00
計		10	7.00	
合 計			100	77.20

(4) 総評

一般財団法人和歌山県文化振興財団の提案は、これまでの指定管理者としての実績を踏まえた組織体制及び人員配置により効率的な施設管理を行うものであり評価できる。

また、県民全体のための施設であることを念頭においた提案であり、法人としての財政基盤も施設運営に支障はない。

一方で、文化団体等への支援窓口の設置及び民間のコンサート等の誘致に関して改善の余地がある。

お問い合わせ先 文化学術課 文化企画班 担当者 宮脇・安井 内線 2060
